

辯護創文書 一四〇〇号 B14

國務省兵器彈藥統制局長(クリーン) 宛 個人及会社

航空機部 製造業者 一四八名宛 書簡

ワシントン。 一九三八年七月一日 (昭和十三年)

本月十日付 非戦闘員空爆に關し 新聞記者團との會見に

於て爲したる 國務長官の聲明の内容に關し 或る種の誤解を  
六月十一日附

生じたる如くなるにより、茲に個人或は會社にして 航空機或は航空用

器械類 製造者集或は輸出業者として 登録せられたるもの、全員に対し 右件に關し

本書翰を発送す。

629

6/2 出来上り  
入書海

國務長官聲明が決定的に非戦闘員空爆を **非とする** 批難する事実

に鑑みるも未だ国政府が右様の行爲を 世界の何れか作業者の国に 援け或は鼓舞す に **實際と**

るに役立り事あるべき航空機 或は航空用器械の販賣に甚しく反対

なることは関係者一同に明なる所なるべし。依つて右の政策に鑑み本省

が非戦闘員空爆に その軍隊が 飛行機を使用しつゝある国家に直接或は間接に

航空機、航空兵器、航空機具、航空部品、航空機附属品、航空

機用爆弾 或は魚雷の何等かを輸出する権利を附与する免許を

与へたるは **憂慮の極みとする処なり**。  
与へたるは **大なる遺憾**を以てしたるものなり。

制衣造業者、輸送業者にして 非戦闘員空爆を行ひつゝある一國に対し 航空機 或は航空用器械 販賣の契約 或は輸出

上の義務之が を 放棄不可能にして且右に對し既に免許を与へず水 或は

特許出願を計画中なりし者は夫々輸出免許申請前或は既得免許により輸出を行ふ以前に國務省に対し契約條項を通報せざるを得ば幸甚なり。

敬具

ジョセフ・シー・グリーン

米、玉、封、外  
未申外支関係  
日本  
カニ巻  
一九三一年  
一九四一年  
拔萃

二〇二頁一ニ〇二頁